

第 1 6 号議案

亀岡市土づくりセンター条例の一部  
を改正する条例の制定について

亀岡市土づくりセンター条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 3 9 号）  
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市土づくりセンター条例の一部を改正する条例

亀岡市土づくりセンター条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 3 9 号）  
の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

2,057円
1,439円
10円
205円
1,439円

を

2,095円
1,465円
10円
208円
1,465円

に、

「1 2 3 円」を「1 2 5 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市土づくりセンター条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市土づくりセンター条例の一部  
を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市土づくりセンターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。